逆瀬副委員長(専門委員長)及び豊田主任研究員より、審議事項(2)-1及び(2)-2に基づき、企業結合により取得した無形資産に取得原価を配分する際の問題点及び企業結合により取得した研究開発用(有形)資産の取扱いについて、専門委員会での検討状況の説明がなされた後、委員から次のような発言があった。

(企業結合により取得した無形資産に取得原価を配分する際の問題点)

- ・企業結合会計基準の「取得した資産に、・・・無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産に配分することができる。」という「できる」規定について、審議事項(2)-1では、結合分離適用指針の定めとの関係から、これを見直し、「・・・当該無形資産に配分することとなる。」という表記に変更することを提案している。しかし、今回、無形資産専門委員会で検討しているのは、いわゆる仕掛研究開発を企業結合により取得した場合の取扱いであり、無形資産全般の取扱いではない。このため、現時点で、この「できる」規定の変更を検討することは適当ではないのではないか。また、仮にこの規定を変更することになれば、企業結合により取得した無形資産の認識が強制されているかのような規定となるが、無形資産の一般的な定義が会計基準上定められていないため、実務は混乱してしまうのではないか。この規定の変更のためには無形資産全体の検討が先に必要ではないか。
- ・ 国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るために企業結合において取得した仕掛研究開発の資産計上を求める以上、その前提となる企業結合により取得した無形資産への取得原価の配分の定めが「できる」規定になっていることは、事務局提案にあるように適当ではないのではないか。
- ・ 現在、無形資産専門委員会で仕掛研究開発として検討している範囲に不明確な部分が あると思われる。また、国際的な会計基準で想定している範囲と揃っているのかどう かもよく分からない。

(企業結合により取得した研究開発用(有形)資産の取扱い)

・ 審議事項(2)-2の【親委員会でのコメント】にもあるが、企業結合により取得した研究開発用の有形資産は、研究開発に利用する資産としては性質に相違はないので、無 形資産と合わせて償却を行うべきではないか。そのため、事務局提案のうち、「A案: 企業結合により取得した仕掛研究開発(無形資産)と一致させる案」が適当ではないか。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。